

4 個別経営・地域農業集団との違い

(1) 個別経営

個別経営には、次のような特徴があります。

- ① 後継者は世襲に頼らざるを得ない。
- ② 自分の日程に合わせた自由な農作業ができる。
- ③ 自己完結のため、農業用機械・施設の装備が必要で、経費が多くかかる。
- ④ 高齢化等により、農作業が出来なくなった場合は、小作に出すことになるが、引き受け手がない場合は、荒廃農地となる場合が多い。
- ⑤ 経営としては、破産することはあっても、倒産することはない。

(2) 地域農業集団（機械共同利用組織）

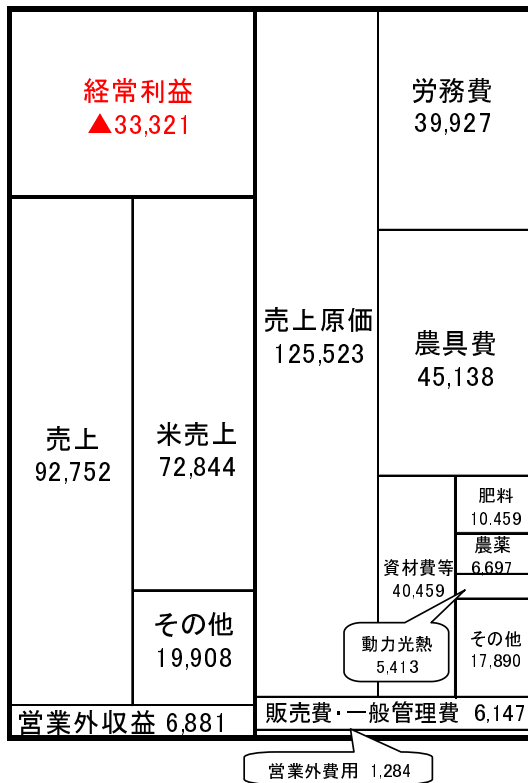
地域農業集団などによる機械の共同利用の場合は、次のようなメリットがあります。

- ① 農業機械の共同利用体制ができ、個別経営より償却費の軽減が可能となる。
- ② 機械が大型化するため、個別経営より、所要労働時間が減少する。
- ③ 集落の話し合い活動が活発化し、集落の親睦と連帯性が高まる。

これらのメリットは、集落法人と同様ですが、次のようなことが、集落法人より地域農業集団が不利になります。

- ① 集落の農地について経営権がなく、計画的かつ面的な栽培体系を確立し難い。
- ② 春や秋の農作業集中時には、機械利用が各戸の思いどおりにはできない場合があり、各個別農家の希望する作業日程を満足させるためには、機械の保有台数が法人経営より多く必要となる（集落法人の1.5倍）。
- ③ 個別利用のため、機械の移動時間にロスが多い。また、そのための費用もかかる。
- ④ 個別利用のため、機械の故障する率が高く、機械更新のサイクルが短縮される可能性が高い。
- ⑤ リーダーの大部分がボランティア活動で、負担が大きい。
- ⑥ 水稻の作付け栽培協定はなされておらず、管理の不十分な農家では、収量が低い傾向がある。
- ⑦ ミニライスセンターの利用では、個別処理のため、乾燥機利用におけるロス、籾すり工程における中断時間のロスが生じ、効率的な運営が出来ず、また、個別仕分けのため余分な作業スペースを必要とする。

【個別経営】



【集落法人平均】

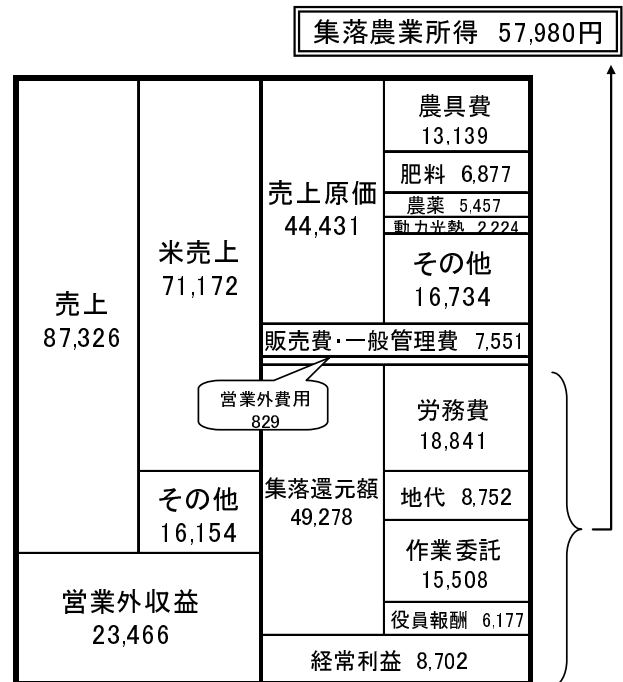


図 I-6 個別経営試算と集落法人平均の比較

※個別経営データは、広島農林水産統計年報のH21 農業経営の部の水田作から推計。
集落法人平均は、広島県農業活性化推進課のH21 集落法人経営データ集計値。

個人経営の統計数値と平成21年度集落法人10a当りの経営状況を比較したところ、個人経営では、經常利益が▲33,321円になりますが、集落法人では、經常利益は、8,702円になります。また法人にすることで、売上原価（農具費、肥料費など）について大幅な低減を図ることが可能になったり、交付金など国の施策を活用することにより、労務費等に代表される集落還元額（労務費＋地代＋作業委託＋役員報酬）に經常利益を加えた、集落農業所得は57,980円となります（図I-6）。